

「(仮称) 苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社が、北海道勇払郡厚真町及び苫小牧市において、最大で出力 34,390kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在している。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているタンチョウ、オジロワシ及びチュウヒのペアによる営巣及び繁殖が複数確認されており、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されているマガン、ヒシクイ等のガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡りの飛翔が確認されている。

さらに、対象事業実施区域の周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、渡り鳥の集団渡来地（越冬地・中継地）として国指定鳥獣保護区に指定され、大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録されているウトナイ湖やシギ・チドリ類が渡来する道指定の鶴川河口鳥獣保護区が存在する。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回及び第 7 回植生調査で植生自然度が高いとされたハマニンクーコウボウムギ群集やハンノキヤチダモ群集等の植生が分布している。

なお、環境省の関係委員意見聴取等において、専門家等から、重要な鳥類の調査、予測及び評価に課題が指摘されている。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

環境省の関係委員意見聴取等において、専門家等から、重要な鳥類の調査、予測及び評価に課題が指摘されていることから、本事業計画の今後の検討に当たっては、北海道、厚真町等を始めとした関係地方公共団体、関係機関等と調整を十分に行った上で、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等の関係者に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数の住居において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる複数の住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているタンチョウ、オジロワシ及びチュウヒのペアによる営巣及び繁殖が複数確認されており、文化財保護法に基づく天然記念物に指定されているマガン、ヒシクイ等のガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡りの飛翔が確認されている。また、対象事業実施区域の周辺には、鳥獣保護管理法に基づき、渡り鳥の集団渡来地（越冬地・中継地）として国指定鳥獣保護区に指定され、大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録されているウトナイ湖やシギ・チドリ類が渡来する道指定の鵜川河口鳥獣保護区が存在する。

これらのことから、風力発電設備が設置されることに伴い、これらの重要な鳥類に対する重大な影響が懸念されるため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、専門家等からの助言を踏まえ、以下の措置を講ずること。

ア 「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方（令和6年6月環境省）」を踏まえ、再度予測及び評価を行った上で、重大な影響が懸念される場合には、チュウヒの営巣中心域と重複する風力発電設備について、配置の見直しを行うこと。

イ 風力発電設備No.5付近では、タンチョウ、オジロワシ及びチュウヒの飛翔が確認されており、オジロワシ及びチュウヒの年間予測衝突数も比較的高いと予測されているほか、チュウヒのペアの高利用域と重複している。また、No.6、No.7付近では、タンチョウのペアの営巣が確認されており、No.6は、チュウヒのペアの営巣中心域と重複し、年間予測衝突数も比較的高いと予測されており、No.7は、チュウヒのペアの高利用域と重複している。さらに、No.9、No.10付近では、オジロワシ及びチュウヒの飛翔が確認され、年間予測衝突数も比較的高いと予測されており、No.10は、チュウヒのペアの営巣中心域と重複している。これらの重要な鳥類に対する移動経路の阻害や衝突事故、行動圏の縮小による生息地放棄といった営巣及び繁殖等への重大な影響が懸念されることから、鳥類の飛翔状況調査及び年間予測衝突数の結果等を踏まえ、風力発電設備について、設置の取り止め、配置の変更等を含む抜本的な見直し又は追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ オジロワシやオオワシの飛翔が対象事業実施区域及びその周辺で高い頻度で確認され、年間予測衝突数が高いと予測される年もあり、海岸から近い平坦な地形が「海ワシ類の風力発電施設 バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（令和4年8月環境省）におけるバードストライクが発生しやすい地形類型区分と似ていることから、影響を回避若しくは十分に低減できる場所に風力発電設備の配置の見直しを行うこと。また、冬期に越冬する海ワシ類への影響も考慮する観点から、飛行高度に関して、冬季も含めた事後調査を他種も含めて行うこと。

エ タンチョウ、オジロワシ、チュウヒ等の繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中の繁殖状況を踏まえ、工事時期の調整及びコンディショニング等の環境保全措置を適切に実施し、これらの重要な鳥類の繁殖影響を低減すること。また、これらの重要な鳥類の生息状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認されるなど、特に、タンチョウ、オジロワシ、チュウヒ等の重要な鳥類やガン類、カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、渡り鳥

の夜間の飛翔の有無や飛翔高度、移動経路等に係る調査を実施し、バードストライクの原因の解明を行った上で、ブレード塗装等の鳥類からの視認性を高める措置に加え、稼働調整等を含む、より効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

カ 稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡・調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）で植生自然度が高いとされた、ハマニンニク・コウボウムギ群集やハンノキ・ヤチダモ群集等の植生が分布しており、自然度の高い植生への影響が懸念されるため、改変面積を最小限に抑えることにより、自然度の高い植生への影響を回避又は低減すること。